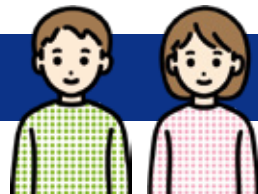


こども加算給付金



対象児童 平成17年4月2日から令和6年8月31日までの間に出生した方

支給対象者

- ①令和5年度住民税非課税世帯給付金(7万円)を受給した方で、令和5年12月1日時点で、対象児童と同一の世帯に属しているか、または扶養している方。
- ②潮来市住民税均等割のみ課税世帯給付金(10万円)の支給対象者で、対象児童と同一の世帯に属しているか、または扶養している方。
- ③上記①②の給付金支給対象者の世帯員であって、令和5年12月2日以降、離婚等の理由により支給対象児童を養育するようになった方。
- ④所得の申告や課税区分の変更により、新たに令和5年度住民税非課税世帯、または令和5年度住民税均等割のみ課税世帯となった方。

支給対象者	令和5年12月1日以前に 生まれた対象児童	令和5年12月2日以降に 生まれた対象児童
上記①	申請不要です。 4月26日に振込済。	申請が必要です。(8月31日締切)
上記②	均等割のみ課税世帯給付金に同封の 確認書を返送してください。	申請が必要です。(8月31日締切)
上記③	申請が必要です。(5月31日締切)	申請が必要です。(8月31日締切)
上記④	申請が必要です。(8月31日締切)	

支給額 児童1人あたり5万円

申請方法 必要書類を子育て支援課にご提出ください(郵送可)。
※必要書類の詳細は、市ホームページをご覧ください。
※申請書は、子育て支援課窓口または市ホームページから取得できます。



住民税非課税世帯



住民税均等割のみ課税世帯

【お問合せ】 子育て支援課 ☎63-1111 内線398

潮来市住民税均等割のみ課税世帯給付金

対象 世帯全員が令和5年12月1日時点で潮来市に住民登録があり、令和5年度(令和4年中の収入)住民税均等割のみ課税者で構成される世帯、または均等割のみ課税者と均等割非課税者で構成される世帯

※以下の世帯は対象となりません。

- ・住民税均等割が課税されている他の親族等により、全員が扶養を受けている世帯
- ・令和5年度住民税非課税世帯給付金(7万円)、他市区町村で実施する同様の給付金の支給対象世帯、または当該世帯の世帯主であった方を含む世帯

他にも条件があります。詳細はお問合せください。

支給額 1世帯あたり10万円

支給開始 4月下旬

申請期限 6月28日(金)

申請方法 対象と思われる世帯には、4月15日(月)から順次、「確認書」を送付しています。必要事項を記入し、同封の返信用封筒でご返送ください。

※世帯の中に未申告者がいる場合は、住民税の申告後、該当する場合には申請書を添付書類とともにご提出ください(郵送可)。

【お問合せ】 社会福祉課 社会福祉グループ ☎63-1111 内線390・391